

広島県告示第四百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。
平成二十八年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人なかま さい ざき歯科	三原市幸崎能地四丁目二一―七	平成二八年五月一日
丸谷循環器科内科医院	尾道市高須町一三八三―二	平成二八年四月一日
ファーマシイ薬局府中	府中市鶴飼町五五五―三八	平成二八年五月一日
阪神調剤薬局広島府中 店	府中市鶴飼町五五五―四五	平成二八年五月一日
むらた皮膚科クリニッ ク	庄原市板橋町一九二―一	平成二八年五月一日
スマイル薬局板橋店	庄原板橋町一九〇―六	平成二八年五月一日
山下ケアクリニック	大竹市油見三丁目三―九	平成二八年五月一日
西条プラザ歯科	東広島市西条栄町一〇―三〇―三〇 一	平成二八年三月二二日
訪問看護ステーション いつくしま	廿日市市対巖山二九九番地一	平成二八年三月一日
安名歯科医院	神石郡神石高原町下豊松七六二―四	平成二八年四月一日